

平成 29 年度 食品安全委員会 運営計画 の 実施状況 の 中間報告 について (案)

## 目次

第1 平成29年度における委員会の運営の重点事項 . . . . . 1	第7 緊急の事態への対処 . . . . . 13
(1) 事業運営方針	1 緊急事態への対処
(2) 重点事項	2 緊急事態への対処体制の整備
第2 委員会の運営全般 . . . . . 3	3 緊急時対応訓練の実施
(1) 委員会会合の開催	第8 食品の安全性の確保に関する情報の収集、整理及び活用 . . . . . 14
(2) 企画等専門調査会の開催	第9 国際協調の推進 . . . . . 14
(3) 食品健康影響評価に関する専門調査会の開催	(1) 国際会議等への委員及び事務局職員の派遣
(4) 委員会と専門調査会の連携の確保	(2) 海外の研究者等の招へい
(5) リスク管理機関との連携の確保	(3) 海外の食品安全機関等との連携強化
(6) 事務局体制の整備	(4) 海外への情報発信
第3 食品健康影響評価の実施 . . . . . 5	(参考資料)
1 リスク管理機関から食品健康影響評価を要請された案件の着実な実施	参考1 平成29年度予算概算要求及び機構・定員要求の概要について . 1
2 評価ガイドライン等の策定	参考2 食品健康影響評価の審議状況 . . . . . 4
3 「自ら評価」を行う案件の定期的な点検・検討及び実施	参考3 食品健康影響評価技術研究及び食品安全確保総合調査の状況 . . 5
第4 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の監視 . . 8	参考4 情報発信、意見交換会等の現状 . . . . . 11
1 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査	参考5 平成28年度食品安全委員会緊急時対応訓練の骨子 . . . . . 20
2 食品安全モニターからの報告	(別紙)
第5 食品の安全性の確保に関する調査・研究事業の推進 . . . . . 8	平成28年度食品安全委員会運営計画別紙
1 食品健康影響評価技術研究の推進	
2 食品の安全性の確保に関する調査の推進	
3 研究・調査事業の「プログラム評価」に向けた追跡評価の実施	
第6 リスクコミュニケーションの促進 . . . . . 10	
1 様々な手段を通じた情報の発信	
2 「食品の安全」に関する科学的な知識の普及啓発	
3 関係機関・団体との連携体制の構築	

平成29年度食品安全委員会運営計画の実施状況の中間報告について

記 載 事 項	11/20までに実施した事項	今後の予定
<p>第1 平成29年度における委員会の運営の重点事項</p> <p>(1) 事業運営方針            食品安全委員会（以下「委員会」という。）は、引き続き、食品安全基本法（平成15年法律第48号）に定める基本理念及び施策の策定に係る基本的な方針並びに「食品安全基本法第21条第1項に規定する基本的事項」（平成24年6月29日閣議決定）に基づき、国民の健康の保護を最優先に、委員会の所掌事務を円滑かつ着実に実施するとともに、委員会の業務改善を進めていく。</p>	<p>○ 概ね左記「事業運営方針」に則り、食品安全委員会（以下「委員会」という。）の運営を行った。</p>	<p>○ 引き続き「事業運営方針」に則り委員会の運営を行う。</p>
<p>(2) 重点事項</p> <p>① 食品健康影響評価の着実な実施            効率的な情報収集、計画的な調査審議、より迅速かつ信頼性の高い新たな評価方法の検討及び活用、事務局体制の強化により、食品健康影響評価を着実に実施する。また、海外でも導入が進められている（定量的）構造活性相関（(Q)SAR）、ベンチマークドーズ法等について、海外の評価機関等の動向を踏まえつつ、リスク評価への活用方策の検討を行う。</p>	<p>○ 電子ジャーナル及び文献検索ソフトの有効活用、海外の研究者の招へい、リスク管理機関との連携等により、効率的な情報収集を行った。</p> <p>○ 委員会決定等に基づき、委員会を29回、専門調査会等を77回開催し、91案件の評価依頼を受け、103案件の評価を終了する等、計画的な調査審議を行った。（第3の1（1）～（3）参照）</p> <p>○ 食品安全委員会の直下に専門調査会と同等の位置づけとする「六価クロムワーキンググループ」（6月）、「アレルゲンを含む食品に関するワーキンググループ」（10月）及び「香料ワーキンググループ」（10月）を新たに設置した。</p> <p>○ 評価技術企画ワーキンググループでは、近年のコンピューター技術の発達に伴い海外のリスク評価機関で活用の動きが見られるコンピューター上（<i>in silico</i>）での化学物質の毒性評価方法について、報告書として「新たな時代に対応した評価技術の検討（化学物質の毒性評価のための(Q)SAR及びRead acrossの利用）」を取りまとめ、公表した（7月）。また、ベンチマークドーズ法の活用方法について調査審議を開始した（8月）。</p>	<p>○ 引き続き、効率的な情報収集を行う。</p> <p>○ 引き続き、計画的な調査審議を行う。</p> <p>○ 新たに立ち上げたワーキンググループを計画的に運営する。</p> <p>○ (Q)SAR及びRead acrossについては、報告書で提言された取組に着手するとともに、ベンチマークドーズ法については、評価技術企画ワーキンググループにおいて調査審議を引き続き行う。</p>
<p>② リスクコミュニケーションの戦略的な実施            食品健康影響評価等の科学的知見に基づく食品の安全性に関する国民の一層の理解の促進のため、「食品の安全性に関するリスクコミュニケーションのあり方について」</p>	<p>○ 栄養教諭や家庭科教諭等の学校教育関係者を重点対象とし、食品添加物等の関心の高いハザードをテーマに、地方公共団体と共催して意見交換会を開催した（6回）。（参考4）</p>	<p>○ 引き続き、戦略的にリスクコミュニケーションを実施する。</p>

<p>(平成27年5月28日企画等専門調査会取りまとめ)等を踏まえ、今後は、国民の関心の高い事項への重点化を図るとともに、最新の情報発信媒体を活用した効果的かつ効率的な情報発信、マスメディア、消費者団体、事業者団体、関係職能団体等との連携強化など、戦略的にリスクコミュニケーションを実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ リスクアナリシス連続講座を改訂し、食品関係事業者や研究者等を対象とした「精講：食品健康影響評価」と広く一般消費者を対象とした「みんなのための食品安全勉強会」の2種類の講座を開設・実施した(各1回)。(参考4)</li> <li>○ Facebookの投稿指針を定め、記事の配信を強化するとともに、委員会公式YouTubeを立ち上げ、配信を開始した。(参考4)</li> <li>○ カフェイン及びフモニシンを始めとしたかび毒をテーマに、報道関係者を対象とした意見交換会を行った(2回)。(参考4)</li> <li>○ カフェインをテーマに、消費者団体との情報交換会を行った(1回)。(参考4)</li> <li>○ 日本栄養士会のウェブサイトにおいて委員会からの情報提供を行う等、関係職能団体等との連携強化を図った。(参考4)</li> </ul>	
<p>③ 研究・調査事業を活用した新たな評価方法の企画・立案</p> <p>食のグローバル化や新たな危害要因の出現に対応するため、国内外の最新の知見を収集するとともに、研究・調査事業を活用し、引き続き新たな評価方法の検討を行う。研究・調査事業については、透明性を確保するため、事業実施の各段階において外部有識者によるレビューを行うとともに、成果を積極的にリスク評価に活用する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成30年度に委員会が優先的に実施すべき研究・調査課題を具体的に示した「食品健康影響評価技術研究及び食品安全確保総合調査の優先実施課題(平成30年度)」(以下「優先実施課題」という。)に基づき、研究課題について公募を行った(9月)。</li> <li>○ 外部有識者による3部会制の評価実施体制(事前・中間評価部会、事後評価部会及びプログラム評価部会)により、リスク評価に資する研究・調査事業を推進した。</li> </ul> <p>(以上について詳細は、第5の1(1)及び(2)並びに2(1)を参照)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事前・中間評価部会を開催し(12月～)、平成30年度に実施する研究及び調査課題を選定する。</li> <li>○ 12月に第3回プログラム評価部会を開催し、プログラム評価の方針を議論する予定。</li> </ul>
<p>④ 海外への情報発信及び関係機関との連携強化</p> <p>委員会の活動が海外でも認められ、かつ、委員会の機能強化に資するよう、海外への情報発信を積極的に実施する。また、平成28年度以前に協力文書を締結した機関との定期的な会合等、海外の関係機関との意見交換・情報交換を積極的に行い、連携を更に強化するとともに、新たな協力文書の締結について協議を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 海外への情報発信については、評価書等の英訳及びホームページへの掲載、英文ジャーナルの発行など、様々な手段を用いて、引き続き積極的に取り組んでいる。(第9の(4)参照)</li> <li>○ 各関係機関と以下のように連携を実施。(第9の(3)参照) <ul style="list-style-type: none"> <li>・欧州食品安全機関(EFSA): 締結済みの協力文書に基づき、情報交換等を通じて連携を継続。4月に長官等を迎え、第5回定期会合を実施。</li> <li>・オーストラリア・ニュージーランド食品基準期間(FSANZ): 締結済みの協力文書に基づき、情報交換等を通じて連携を継続。</li> <li>・ポルトガル経済食品安全庁(ASAE): 締結済みの協力文書に基づき、情報交換等を通じて連携を継続。</li> <li>・フランス食品環境労働衛生安全庁(ANSES): 締結済みの協力文書に基づき、情報交換等を通じて連携を継続。</li> <li>・ドイツ連邦リスク評価研究所(BfR): 締結済みの協力文書に基づき、情報交換等を通じ</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 12月に、EFSA、欧州医薬品庁(EMA)、ANSES、BfR、FSANZ、ニュージーランド一次産業省(MPI)、ASEANリスク評価センター(ARAC)、タイ畜産振興局(DLD)及び世界保健機関(WHO)の薬剤耐性(AMR)担当者を招へいし、AMRについて非公開の意見交換会を行う予定。</li> </ul>

<p>⑤ 緊急時対応の強化 関係府省と連携しつつ、不断に緊急時対応の強化を図る。</p>	<p>て連携を継続。</p> <p>○ 平成29年度食品安全委員会緊急時対応訓練計画（平成29年2月14日食品安全委員会決定。以下「訓練計画」という。）に基づき緊急時対応訓練の実務研修を実施すること等により、緊急時対応体制の強化を図った。（第7の3参照）</p>	<p>○ 消費者庁の総合調整の下、関係省庁と合同で緊急時対応の確認訓練を実施する予定。</p>												
<p>第2 委員会の運営全般</p> <p>(1) 委員会会合の開催 原則として、毎週1回、委員会の委員長が委員会に諮って定める日に、公開で委員会会合を開催する。なお、緊急・特段の案件については、臨時会合を開催し、対応する。</p>	<p>○ 火曜日14時を定例とし、平成29年度食品安全委員会運営計画（以下「運営計画」という。）に基づき、原則として毎週1回、29回開催した。</p> <p>○ 臨時会合の開催実績はなかった。</p> <p>○ 広く開かれた委員会会合に努め、公衆衛生を学ぶ大学生及び大学院生や厚生労働省のインターンシップ生などの幅広い層による傍聴があった。</p>	<p>○ 引き続き、運営計画に基づき開催。</p>												
<p>(2) 企画等専門調査会の開催 平成29年度の企画等専門調査会については、別紙1のスケジュールで開催する。</p>	<p>○ 第21回会合（6月9日）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「平成28年度食品安全委員会運営状況報告書（案）」について事務局の説明を受け、審議の結果、一部参考資料を追加の上、委員会会合で報告することとなった。</li> <li>・「平成29年度「自ら評価」案件の決定までのフロー（案）」等に基づき事務局から説明があり、審議の結果、「自ら評価」の案件選定の進め方について了承され、事務局で手続を進めることとなった。</li> <li>・「平成29年度食品安全委員会緊急時対応訓練の骨子」に基づき平成29年度の緊急時対応訓練の内容等について事務局の説明を受けた。</li> </ul>	<p>○ 平成30年1月29日に第23回会合を開催し、次の事項について審議予定である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成30年度食品安全委員会運営計画（案）について</li> <li>・平成29年度食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価案件の選定について</li> <li>・平成29年度食品安全委員会緊急時対応訓練結果及び平成30年度緊急時対応訓練計画（案）について</li> </ul>												
<p>(3) 食品健康影響評価に関する専門調査会の開催 必要に応じ、以下に掲げる方策を活用しつつ、専門調査会を開催する。 既存の専門調査会での審議が困難な課題や複数の専門調査会に審議内容がまたがる課題について、効率的な調査審議を実施するため、以下の取組を行う。</p>	<p>○ 食品健康影響評価に関する専門調査会等の開催状況については、以下のとおりである。（単位：回）</p> <table border="1" data-bbox="1062 1633 2142 1890"> <thead> <tr> <th>専門調査会等名</th> <th>開催実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>添加物専門調査会</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>農薬専門調査会</td> <td>27</td> </tr> <tr> <td>動物用医薬品専門調査会</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>器具・容器包装専門調査会</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>微生物・ウイルス専門調査会</td> <td>4</td> </tr> </tbody> </table>	専門調査会等名	開催実績	添加物専門調査会	5	農薬専門調査会	27	動物用医薬品専門調査会	7	器具・容器包装専門調査会	2	微生物・ウイルス専門調査会	4	<p>○ 引き続き、運営計画に基づき専門調査会等を開催する。</p>
専門調査会等名	開催実績													
添加物専門調査会	5													
農薬専門調査会	27													
動物用医薬品専門調査会	7													
器具・容器包装専門調査会	2													
微生物・ウイルス専門調査会	4													

プリオン専門調査会	4
かび毒・自然毒等専門調査会	2
遺伝子組換え食品等専門調査会	8
新開発食品専門調査会	2
肥料・飼料等専門調査会	8
薬剤耐性菌に関するWG	3
評価技術企画WG	5
計	77

(注) 開催回数には部会・幹事会の開催回数も含まれる。

- ① 原則として、委員会の下に専門調査会と同等の位置づけとするワーキンググループを設置
- ② 専門調査会の下に部会を設置
- ③ 専門調査会に他の専門調査会の専門委員を招いて調査審議
- ④ 関係する専門調査会を合同で開催

- 6月に「六価クロムワーキンググループ」、10月に「アレルギーを含む食品に関するワーキンググループ」及び「香料ワーキンググループ」を設置した。
- 農薬専門調査会幹事会において、「農薬であって農作物の収穫後に添加物としても使用されるものについて、食品安全基本法第24条の規定に基づき意見を求められた場合の取扱いについて」(平成22年5月20日食品安全委員会決定)に基づき、添加物専門調査会の専門委員が1名参加して「プロピコナゾール」の調査審議を行った(4月)。
- 添加物専門調査会において、4月、5月(書面)、6月(書面)、7月及び8月に、器具・容器包装専門調査会及び汚染物質等専門調査会を兼任する、生殖発生毒性に関する知見を有する専門委員1名参加して「硫酸アルミニウムアンモニウム」及び「硫酸アルミニウムカリウム」の調査審議を行った。
- 合同で開催した案件はなかった。

- 新たに設置したワーキンググループを計画的に運営する。
- 引き続き、必要に応じて、専門調査会に他の専門調査会の専門委員を招いて調査審議を行う。

(4) 委員会と専門調査会の連携の確保

専門調査会における円滑な調査審議を図るため、原則としてすべての専門調査会に委員会委員が出席し、必要に応じて、情報提供を行うとともに、助言を行う。

- 専門調査会における円滑な調査審議を図るため、原則としてすべての専門調査会に委員会委員が出席し、情報提供を行うとともに、必要に応じて助言を行った。
- 評価技術企画ワーキンググループにおいては、常勤の委員会委員が全員出席し複数の専門調査会に関連する評価技術であるコンピュータ上 (*in silico*) の化学物質の毒性評価方法やベンチマークドーズ法について、調査審議を行った。また、当該ワーキンググループの専門委員がベンチマークドーズ法に係る国内外の動向について説明する回には、他の専門調査会専門委員にも傍聴参加を促し、情報の共有を図った。

- 引き続き、専門調査会における円滑な調査審議を図るため、委員会委員が専門調査会へ出席し、必要に応じて助言を行うこととする。

<p>(5) リスク管理機関との連携の確保</p> <p>食品の安全性の確保に関する施策の整合的な実施等の観点から、関係府省連絡会議等を通じ、リスク管理機関との連携を確保する。</p>	<p>○ 食品安全基本法に基づき、関係府省間の密接な連携の下、食品の安全性の確保に関する施策を総合的に推進するため、関係府省連絡会議が9月に開催されたほか、関係府省連絡会議幹事会が原則として毎週1回開催され、関係府省との連携が図られた。</p> <p>○ 食品の安全性の確保に関する関係者相互間の情報及び意見の交換に関する事務の調整を行うため、リスクコミュニケーション担当者連絡会議が原則として隔週で開催され、16回会議が行われた。</p> <p>○ 食品の安全性の確保に関する情報の収集・分析・活用に関する方策及び緊急時における関係府省の円滑な対応について検討するため、食品リスク情報関係府省担当者会議が平成29年4月から11月まで毎月1回開催され、8回会議が行われた。</p>	<p>○ 引き続き、関係府省連絡会議幹事会が、原則として毎週1回開催される予定。</p> <p>○ 引き続き、リスクコミュニケーション担当者連絡会議が隔週で開催される予定。</p> <p>○ 引き続き、食品リスク情報関係府省担当者会議を月1回開催する予定。</p> <p>○ 食品の安全の更なる確保等を図るため、食品衛生法の改正について同法を所管する厚生労働省の検討作業に協力する。</p>
<p>(6) 事務局体制の整備</p> <p>評価体制等の充実を図るため、必要な予算及び機構・定員を確保する。</p>	<p>○ より迅速かつ的確なリスク評価を行うため、新たな評価方法の企画・立案機能の強化に必要な予算及び機構・定員を要求した(参考1)。</p>	<p>○ 予算及び機構・定員要求の査定結果を踏まえ、所要の措置を講ずる。</p>
<p>第3 食品健康影響評価の実施</p> <p>1 リスク管理機関から食品健康影響評価を要請された案件の着実な実施</p> <p>(1) リスク管理機関から食品健康影響評価を要請された案件について</p> <p>評価要請の内容に鑑み、食品健康影響評価に必要な追加情報を求めた場合その他特段の事由がある場合を除き、早期に食品健康影響評価が終了するよう、計画的・効率的な調査審議を行う。</p> <p>(2) 企業からの申請に基づきリスク管理機関から要請を受けて行う食品健康影響評価について</p> <p>「企業申請品目に係る食品健康影響評価の標準処理期間について(平成21年7月16日委員会決定)」に基づき、標準処理期間(追加資料の提出に要する期間を除き1年間)内に評価結果を通知できるよう、計画的な調査審議を行う。</p>	<p>○ 早期に食品健康影響評価を終了できるよう、計画的な調査審議を行った。(参考2)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・これまでのリスク評価対象案件数 2802案件(うち今年度に評価依頼があった案件 91案件)</li> <li>・これまでに評価が終了した案件数(「自ら評価」案件を含む。) 2439案件(うち今年度に評価が終了した案件 103案件)</li> </ul> <p>○ 該当品目については、処理期間を管理しつつ、計画的な調査審議を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今年度に評価依頼があった案件数 53件</li> <li>・今年度に評価が終了した案件数 48件(うち期間内に処理した件数 48件)</li> </ul>	<p>○ 引き続き、計画的な調査審議を行う。</p> <p>○ 引き続き、標準処理期間内に評価が終了できるよう、計画的に調査審議を行う。</p>

<p>(3) いわゆるポジティブリスト対象品目の食品健康影響評価について</p> <p>「暫定基準が設定された農薬等の食品健康影響評価の実施手順」(平成18年6月29日委員会決定)に基づき、計画的な調査審議を行う。</p>	<p>○ いわゆるポジティブリスト対象品目について、計画的な調査審議を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今年度に評価依頼があった案件数 8件</li> <li>・今年度に評価が終了した案件数 13件</li> </ul>	<p>○ 引き続き、計画的な調査審議を行う。</p>
<p>2 評価ガイドライン等の策定</p> <p>食品健康影響評価の内容について、案件ごとの整合性を確保し、調査審議の透明性の確保及び円滑化に資するため、必要に応じ、評価ガイドライン(評価指針、評価の考え方等)の策定等を進める。平成29年度においては、ベンチマークドーズ法を用いた評価及び遺伝毒性発がん物質の評価については、評価技術企画ワーキンググループにおいて、引き続き、専門家による審議及び海外の評価機関等の動向を踏まえつつ、ガイドライン作成の検討を行う。また、アレルギーを含む食品の表示に関する自ら評価については、ガイドラインの検討を開始する。さらに、海外でも導入が進められている(定量的)構造活性相関((Q)SAR)等について、評価技術企画ワーキンググループにおいて、海外の評価機関等の動向を踏まえつつ、リスク評価への活用方策の検討を行う。</p>	<p>○ 評価技術企画ワーキンググループでは、近年のコンピューター技術の発達に伴い海外のリスク評価機関で活用の動きが見られるコンピューター上(<i>in silico</i>)での化学物質の毒性評価方法について、報告書として「新たな時代に対応した評価技術の検討(化学物質の毒性評価のための(Q)SAR及びRead acrossの利用)」を取りまとめ、公表した(7月)。また、ベンチマークドーズ法の活用方法について調査審議を開始した(8月)。</p> <p>○ 「自ら評価」案件であるアレルギーを含む食品について、研究事業を活用し、評価指針のたたき台について検討を行うとともに、アレルギーを含む食品に関する表示等について科学的検証を行うためのワーキンググループを新たに設置した(10月)。</p> <p>○ 栄養成分関連添加物(ビタミン、ミネラル等)、酵素及び加工助剤(殺菌料及び抽出溶媒)については、「添加物に関する食品健康影響評価指針」に基づきリスク評価を行ってきたところであるが、それぞれの物質の特性を考慮し、また、より国際的な整合性を踏まえたリスク評価に資するため、添加物専門調査会及び栄養成分関連添加物ワーキンググループでの調査審議を経て、新しい評価指針(「栄養成分関連添加物に関する食品健康影響評価指針」及び「添加物(酵素)に関する食品健康影響評価指針」)の策定や、加工助剤(殺菌料及び抽出溶媒)の食品健康影響評価の考え方を附則として追加する「添加物に関する食品健康影響評価指針」の改正を行った(7月)。</p> <p>○ 9月7日の動物用医薬品専門調査会及び10月25日の肥料・飼料等専門調査会で、肝肥大の取扱いについて、農薬専門調査会における肝肥大の取扱いに基づいて、それぞれの剤において認められた所見等を総合的に判断することとする「動物用医薬品の食品健康影響評価における肝肥大の取扱いについて」及び「動物用医薬品及び飼料添加物の食品健康影響評価における肝肥大の取扱いについて」を決定した。</p>	<p>○ (Q)SAR及びRead acrossについては、報告書で提言された取組に着手するとともに、ベンチマークドーズ法については、評価技術ワーキンググループにおいて引き続き調査審議を行う。</p>
<p>3 「自ら評価」を行う案件の定期的な点検・検討及び実施</p> <p>(1) 「自ら評価」案件の選定</p> <p>平成29年度における「自ら評価」案件の選定については、「食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価に関し企画等専門調査会に提出する資料に盛り込む事項」(平成16年5月27日委員会決定)及び「企画等専門調査会における食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価</p>	<p>○ 別紙2に掲げるスケジュールを踏まえ、7月5日から8月3日まで「自ら評価」案件の外部募集(パブリックコメント)を実施し、提案があった案件候補等について、情報の収集や整理を行った。</p>	<p>○ 企画等専門調査会において案件選定を進める。</p>

<p>対象候補の選定の考え方」(平成16年6月17日委員会決定)を踏まえ、別紙2に掲げるスケジュールで実施する。</p>		
<p>(2)「自ら評価」の実施</p> <p>平成28年度までに選定された「自ら評価」案件であって、次に掲げるものについては、それぞれ以下のとおり実施する。</p> <p>① 「食品(器具・容器包装を含む)中の鉛の食品健康影響評価」(平成19年度決定)</p> <p>調査事業等で収集された科学的知見を精査した上で、調査審議を行う。</p> <p>② 「アルミニウム」(平成21年度決定)</p> <p>現在審議をしているアルミニウムを含む食品添加物の評価がまとめ次第、他のばく露要因等の知見を収集した上で、調査審議を開始する。</p> <p>③ 「フモニシンに関する食品健康影響評価」(平成26年度決定)</p> <p>調査事業で収集・整理された科学的知見を踏まえ、かび毒・自然毒等専門調査会で、調査審議を行う。</p> <p>④ 「アレルギー物質を含む食品」(平成27年度決定)</p> <p>ワーキンググループを設置し、アレルゲンを含む食品の表示に関する評価ガイドラインの検討を開始する。</p>	<p>○ 平成27年度の調査事業等で収集した新たな知見・情報を基に現在、事務局において調査審議に向けた準備を行っているところ。</p> <p>○ 添加物専門調査会を5回開催して調査審議を行い(4月～8月)、取りまとめられた評価書(案)について意見・情報の募集を開始(11月)。</p> <p>○ かび毒・自然毒等専門調査会を2回開催して調査審議を行い(4月及び5月)、取りまとめられた評価書(案)について、意見・情報の募集を行い、委員会を経て評価結果をリスク管理機関に通知した(9月26日)。</p> <p>○ アレルゲンを含む食品に関するワーキンググループを新たに設置した(10月)。また、研究事業を活用し、アレルゲンを含む食品に関する評価指針のたたき台について検討を行うとともに、調査事業を活用し、卵及び乳のアレルギーに関する科学的知見を収集しているところ。</p>	<p>○ 準備が整い次第、新たに食品安全委員会の直下にワーキンググループを設置し、鉛についての調査審議を開始する。</p> <p>○ 意見・情報募集の結果を踏まえ、対応を検討する。</p> <p>○ ワーキンググループにおける調査審議を開始するとともに、引き続き、研究事業及び調査事業を実施し、今年度中に成果を取りまとめる。具体的には平成30年3月末までに評価指針のたたき台を作成するとともに、平成30年2月末までに卵及び乳アレルギーの調査を取りまとめる。</p>
<p>(3)「自ら評価」の結果の情報発信等</p> <p>平成29年度内に「自ら評価」案件の評価が終了した場合は、その評価結果に関して、意見交換会の開催や季刊誌への掲載等により丁寧に情報発信する。</p> <p>平成28年度の自ら評価案件選定の過程で決定された</p>	<p>○ 9月に評価を終了した「フモニシン」について、報道関係者を対象とした意見交換会の開催(11月)や季刊誌(10月発行)等を通じて情報発信を行った。</p>	<p>○ 「自ら評価」案件について評価が終了した場合には、速やかにホームページ等で情報提供を行う予定。</p>

<p>事項（情報収集等）について、その決定に基づき、ホームページ、フェイスブック等で情報提供を行う。</p>	<p>○ 平成28年度の「自ら評価」案件とはされなかったもののうち「積極的に情報収集、情報提供を行う」とされたカフェインについて、国際機関、海外の政府関係機関、学術誌に掲載された論文等を通じて情報収集を進めるとともに、Facebook、季刊誌（7月発行）、報道関係者を対象とした意見交換会、消費者団体との情報交換会、「みんなのための食品安全勉強会」等で情報提供を行った（参考4）。また、「リスク管理機関と引き続き連携し、関係情報の収集を行う」とされたカンピロバクターについて、厚生労働省、農林水産省及び委員会事務局担当者を構成員とする第3回カンピロバクター情報交換会（6月）を開催し、カンピロバクター対策に関する調査研究の進捗状況等について情報交換を行った。</p>	
<p>第4 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の監視</p> <p>1 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況について、リスク管理機関に対し、平成29年10月を目途に調査を実施し、その結果を踏まえ、必要に応じ、勧告、意見の申出を行う。 なお、実施状況の調査については、リスク管理機関によるハザードの優先順位等を参考にしつつ、その実施方法の見直しを検討する。</p> <hr/> <p>2 食品安全モニターからの報告 食品安全モニターから、随時、食品健康影響評価の結果に基づき講じられる施策の実施状況等についての報告を求める。その結果については、必要であればリスク管理機関に対する勧告、意見の申出の参考とする。 また、食品安全に関する意識等を把握するためのアンケートの調査を平成30年1月を目途に実施する。アンケートの調査項目には、食品安全委員会が行う情報発信の効果を評価できる項目の設定を検討する。</p>	<p>○ 第21回調査を実施し、委員会会合において、その概要を報告した（9月）。 第22回調査を開始（10月）し、現在実施中。 当該調査に関して、リスク管理機関によるハザードの優先順位等を参考にしつつ、実施方法の見直しを行った。</p> <p>○ 平成28年10月～平成29年3月に食品安全モニターから求めた報告について、委員会会合においてその概要を報告した（7月25日）。</p>	<p>○ 引き続き、調査を行う。</p> <p>○ 平成29年度に食品安全モニターに対して行う調査を、平成30年1月を目途に実施する予定。その際、アンケートの調査項目には、委員会が行う情報発信の効果を評価できる項目の設定を検討する。</p>
<p>第5 食品の安全性の確保に関する研究・調査事業の推進</p> <p>1 食品健康影響評価技術研究の推進 (1) 食品健康影響評価技術研究課題の選定 平成30年度における食品健康影響評価技術研究課題については、「食品の安全性の確保のための研究・調査の推進の方向性について」（平成26年12月16日全部改正）を踏まえ、「危害要因・ばく露実態の評価に必要な科学的知見の集積」、「健康影響発現メカニズムの解明」及び「新たなリスク評価方法等の確立」に焦点を当てて定める優先実施課題について、別紙3に掲げるスケジュール</p>	<p>○ 第2回研究・調査企画会議事前・中間評価部会（7月26日）において、優先実施課題（案）を具体的に取りまとめ、第661回委員会会合（8月8日）において決定された優先実施課題に基づき、研究課題の公募を開始した（9月）。</p> <p>○ 公募の際には、幅広い大学等の関係研究機関に所属する研究者が参画できるようプレスリリースを行うとともに、大学や研究機関等の関係機関に公募内容を周知した（9月）。</p>	<p>○ 平成30年度研究課題については、公募終了後、書類審査及びヒアリング審査を実施し、平成30年2月に開催予定の研究・調査企画会議事前・中間評価部会で選定後、委員会に報告し、決定する予定。</p>

<p>ルで公募・審査を行い、食品健康影響評価等の実施のために真に必要性の高いものを選定する。公募の際には、大学等の関係研究機関に所属する研究者に向けて幅広く周知するとともに、課題の選定等に関する議事の概要を公表して透明性を確保する。</p>		
<p>(2) 平成28年度に終了した研究課題の事後評価の実施 平成28年度に終了した研究課題について、別紙4に掲げるスケジュールで事後評価を実施するとともに、研究成果発表会の開催、ホームページでの研究成果報告書の公表を行う。</p>	<p>○ 平成28年度に終了した7研究課題について、第1回研究・調査企画会議事後評価部会（7月14日）において事後評価を実施し、第664回委員会会合（9月5日）において評価結果を報告した。評価結果については各研究課題の主任研究者へ通知するとともに、委員会ホームページで公表した。（参考3-1）</p> <p>○ 研究成果報告書について、委員会ホームページで公表した。また、平成28年度に終了した6課題のうち3課題について、「平成29年度食品健康影響評価技術研究成果発表会」（10月2日）を公開で開催した。その他の3課題のうち1課題については、専門調査会の開催時に研究成果の報告を行った。</p>	<p>○ 平成28年度に終了した研究課題の成果報告の英文概要について、主任研究者との調整が整い次第、委員会ホームページにおいて公表する予定。</p> <p>○ 評価に直結する残り2課題の研究成果についても、専門調査会の開催時に報告を行う予定。</p> <p>○ 今後も、研究成果について食品安全委員会英文ジャーナルへの投稿を促す予定。</p>
<p>(3) 平成29年度に実施する研究課題の中間評価の実施 平成29年度に実施する研究課題については、別紙4に掲げるスケジュールで中間評価を実施し、必要に応じ主任研究者へ研究計画の見直し等の指導を行う。</p>	<p>○ 平成29年度採択課題（5課題）（参考3-2）の各主任研究者から提出された10月末現在の研究の進捗状況についての中間報告書を取りまとめた。</p>	<p>○ 平成30年度に継続実施予定の課題（平成29年10月に追加採択した1課題を含む6課題）について、平成29年12月に開催予定の研究・調査企画会議事前・中間評価部会において中間評価を実施し、評価結果を取りまとめた後、同年3月の委員会にて継続の可否を決定する予定。</p>
<p>(4) 実地指導 研究費の適正な執行を確保するため、主として新規採択課題の経理事務担当者に対し、平成29年10月に実地指導を行う。</p>	<p>○ 10月12日から11月15日までの間、新規採択課題（3課題）及び継続課題（3課題）の計6課題の受託機関（13機関）の経理事務担当者に対し、実地指導を行った。</p>	<p>○ 平成29年度末の研究費の最終実績報告に向けて、引き続き受託者に対して適宜研究費の適正な執行を指導していく予定。</p>
<p>(5) 関係府省との連携 競争的資金に関する関係府省連絡会担当者会議に出席し、競争的資金の取扱い等に関して意見交換を行い、必要に応じ、研究に関する規程を見直すとともに、研究を効率的に実施するため、「食品の安全性の確保に関する試</p>	<p>○ 優先実施課題を取りまとめるに当たり、「食品の安全性の確保に関する試験研究の推進に係る担当者会議」担当者と情報交換するとともに、優先実施課題の決定及び平成30年度の研究課題の公募開始について、厚生労働省、農林水産省及び消費者庁に、情報提供を行った。</p>	<p>○ 平成30年度新規採択課題の決定前に「食品の安全性の確保に関する試験研究の推進に係る担当者会議」により開催、関係府省との情報共有を行う予定。</p>

<p>験研究の推進に係る担当者会議」(食品の安全性の確保に関する試験研究の推進に係る関係府省相互の連携・政策調整の強化について(平成17年1月31日関係府省申合せ))を新規採択課題決定前などに適宜開催し、関係府省との連携・政策調整を強化する。</p>		
<p>2 食品の安全性の確保に関する調査の推進  (1) 食品安全確保総合調査対象課題の選定  平成30年度における食品安全確保総合調査対象課題については、「食品の安全性の確保のための研究・調査の推進の方向性について」(平成26年12月16日全部改正)を踏まえ、「危害要因・ばく露実態の評価に必要な科学的知見の集積」、「健康影響発現メカニズムの解明」及び「新たなリスク評価方法等の確立」に焦点を当てて定める優先実施課題に基づき、別紙5に掲げるスケジュールで、食品健康影響評価等の実施のために真に必要な性の高いものを選定する。入札公告の際には、大学等の関係研究機関も含め幅広く周知する。</p>	<p>○ 第2回研究・調査企画会議事前・中間評価部会(7月26日)において、優先実施課題(案)を取りまとめ、第661回委員会会合(8月8日)において、平成30年度に実施すべき調査課題を決定した。</p>	<p>○ 平成30年2月に開催予定の研究・調査企画会議事前・中間評価部会において、調査課題を選定し、同年3月の委員会会合に報告し、決定された後、入札公告を行う予定。</p>
<p>(2) 食品安全確保総合調査対象課題に係る情報の公開  選定した調査の対象課題については、実施計画をホームページ等に公開し、その内容を随時更新するとともに、調査結果については、個人情報や企業の知的財産等の情報が含まれている等公開することが適当でないと判断される場合を除き、食品安全総合情報システムにより公開する。</p>	<p>○ 選定した調査の対象課題(7課題)について、実施計画を委員会ホームページに公開し、その内容を随時更新した。なお、7課題全て総合評価方式による一般競争入札を行い、調査請負先を決定し、現在調査を実施している。(参考3-3)</p>	<p>○ 調査終了後、調査報告書を食品安全総合情報システム(委員会ホームページ)において公開する予定。</p>
<p>3 研究・調査事業の「プログラム評価」に向けた追跡評価の実施  平成29年度においては、平成31年のプログラム評価及び新ロードマップの策定に向けて、研究事業及び調査事業の意義、運営方針の妥当性及び成果への活用状況等に着目した追跡評価を行う。</p>		<p>○ 12月に第3回プログラム評価部会を開催し、プログラム評価の方針を議論する予定。</p>
<p>第6 リスクコミュニケーションの促進  「食品の安全に関するリスクコミュニケーションのあり方について」(平成27年5月28日企画等専門調査会取りまとめ)等を踏まえ、戦略的にリスクコミュニケーションを実施する。</p>		

<p>1 様々な手段を通じた情報の発信 食品健康影響評価その他の食品の安全性について、迅速に最新の情報を、媒体の特性を踏まえて発信する。</p> <p>(1) ホームページ 食品健康影響評価の結果、食品の安全に関する最新の情報や委員会、専門調査会、意見交換会の開催状況等について情報提供を行う。</p> <p>(2) Facebook 機動的な情報発信を行うため、編集専任の技術参与の配置及び掲載方針等の整備など、新たな情報発信体制の構築を行う。</p> <p>(3) メールマガジン 委員会や調査会、意見交換会の開催状況等食品安全委員会の活動状況や、実生活に役立つ食品安全に関する情報を分かりやすく解説した情報等の提供を行う。</p> <p>(4) ブログ メールマガジン【読物版】で配信した内容や健康に影響を及ぼすおそれのある危害等に関する情報提供を行う。</p> <p>(5) 季刊誌『食品安全』 国民の関心が高い事項等を掲載した季刊誌を年4回発行し、地方公共団体、図書館等に配布し、広く国民に情報提供を行う。</p> <p>(6) 意見交換会 学校教育関係者を重点対象とし、意見交換会を実施する。また、意見交換会で得られた意見等をもとに、意見交換会の実施方法、説明内容、資料等について必要な改善を図る。</p>	<p>○ フモニシンを始めとした食品健康影響評価等について、ホームページで情報提供を行った。(参考4)</p> <p>○ 技術参与の配置及び運営規則の改訂により、新たな情報発信体制を構築するとともに、健康に被害が生じるおそれがある危害に関する情報やリスクコミュニケーションに関する情報等について、Facebookで情報の発信を行った。(参考4)</p> <p>○ メールマガジン(ウィークリー版及び読物版)による情報提供を実施した。(参考4)</p> <p>○ メールマガジン「読物版」の内容や健康に影響を及ぼすおそれのある危害に関する情報等の情報発信をした。(参考4)</p> <p>○ 季刊誌『食品安全』について、予定どおり、7月及び10月に定期発行を行った(主な配布先:地方公共団体、図書館)。(参考4)</p> <p>○ 栄養教諭や家庭科教諭等の学校教育関係者等を重点対象者とし、食品添加物等の関心の高いハザードをテーマに、地方公共団体と共催して意見交換会を開催した(6回)。また、意見交換会終了後のアンケートで得られた意見等を踏まえ、学校教育関係者から保護者等への情報の伝え方まで含めた説明内容について検討しているところ。(参考4)</p> <p>○ 地方公共団体等が実施する意見交換会等へ講師派遣を行った(28回)。(参考4)</p>	<p>○ 今後も情報の充実に努める。</p> <p>○ 今後も機動的な情報発信に努める。</p> <p>○ 今後も情報発信に努める。</p> <p>○ 今後も機動的な情報発信に努める。</p> <p>○ 1月及び3月に、季刊誌『食品安全』の定期発行を行う。</p> <p>○ 今後も、必要な改善を図りつつ、意見交換会を実施する。</p> <p>○ 今後も、地方公共団体等の要望を踏まえ、講師派遣を行う。</p>
<p>2 「食品の安全」に関する科学的な知識の普及啓発 消費者等に、食品の安全性に関する科学的な知識を効果的に普及するために、広く一般消費者を対象とした食品の</p>	<p>○ 広く一般消費者を対象とした「みんなのための食品安全勉強会」及び食品関係事業者や研究者等を対象とした「精講:食品健康影響評価」の2種類の講座を開設した。カフェインを</p>	<p>○ 12月に、「みんなのための食品安全勉強会」を東京で、「精講:食品健康影</p>

<p>安全に係る科学的基礎知識についての講座と食品関係事業者や研究者等を対象とした食品健康影響評価について理解を深める講座に分けて開催することとし、地方での開催も含め実施する。</p> <p>また、視覚的に理解しやすい媒体による情報提供手法の検討も含め、基礎的な科学的知識の普及に資する教材の充実を図る。</p> <p>さらに、食の安全ダイヤルを通じて消費者等からの相談や問い合わせに対応する。食の安全ダイヤルに寄せられた情報及び食品安全モニターから寄せられた情報は、リスクの初期情報としてリスク管理機関と共有し、食品の安全性の確保に向けて有効活用を図る。また、重要な質問等については、ホームページやフェイスブック等を通じて情報提供する。</p>	<p>テーマに「みんなのための食品安全勉強会」を札幌で、加熱時に生じるアクリルアミドをテーマに「精講：食品健康影響評価」を東京で、各1回開催した。(参考4)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 新たに食品安全委員会公式YouTubeを開設し、「精講：食品健康影響評価」の講義を動画配信した。また、改訂版「科学の目でみる食品安全」(平成29年3月更新)について全国の食品安全担当部局に情報提供を行った。(参考4)</li> <li>○ 食の安全ダイヤルを通じた消費者等からの問い合わせに対応した。また、必要に応じ、隔週で開催されるリスコミ担当者会議で関係省庁へ情報提供を行った。加えて、消費者の関心が高いと考えられる質問については、Facebookを通じて広く情報提供した。</li> <li>○ 委員会会合を傍聴した公衆衛生を学ぶ大学生及び大学院生や厚生労働省のインターンシップ生に対して、食品の安全に係る科学的基礎知識について講義を行った。</li> </ul>	<p>響評価」を大阪で、それぞれ開催する予定。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 今後も配信動画や教材の充実に努める。</li> <li>○ 引き続き、消費者等からの相談や問い合わせに適切に対応する。</li> </ul>
<p>3 関係機関・団体との連携体制の構築</p> <p>(1) リスク管理機関との連携</p> <p>リスク管理機関と連携し、リスクコミュニケーションをより効果的に実施するため、原則、隔週での関係府省の担当者によるリスクコミュニケーション担当者会議を行うほか、緊密に情報交換・調整を行う。</p> <p>(2) 地方公共団体との連携</p> <p>地方公共団体の食品安全担当者との間の情報連絡網を最大限活用して、各種の情報や食品安全に係る資料の共有化等を図る。</p> <p>また、リスクコミュニケーション(共催、地方公共団体単独開催)をより効果的に実施すること等を目的として地方公共団体との連絡会議を開催する。</p> <p>(3) マスメディア、消費者団体、事業者団体、関係職能団体等との連携(円滑に情報交換できる体制の構築)</p> <p>マスメディア、消費者団体、事業者団体、公益社団法人日本医師会及び公益社団法人日本栄養士会等の関係職能団体等との関係強化を図る。特に、マスメディア及び消費者団体については、国民の関心の高い食品健康影響評価など、時機を得たテーマについて意見交換会等を定期的に行う。</p> <p>実施に当たっては、意見交換会に参加するマスメディ</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 消費者庁等の関係省庁と連携し、食品の安全性に係る意見交換会を開催した(9回)。また、「子ども霞が関デー」については、初めて消費者庁と連携して参加・開催した。</li> <li>○ リスコミ担当者連絡会議において、関係府省庁連携リスコミに関する協議や打合せ、各府省庁が開催しているリスコミに関する情報交換等を行った(16回)。</li> <li>○ 地方公共団体のリスクコミュニケーションをより効果的に実施するため、各地方公共団体のリスクコミュニケーションの実態調査を行うとともに、全国食品安全連絡会議(4月24日)を開催して、外部講師情報等の共有化を図るとともに、実用的な事例の報告や有効なリスコミにするための意見交換を行った。(参考4)</li> <li>○ カフェイン及びフモニシンを始めとしたかび毒をテーマに、報道関係者を対象とした意見交換会を行った(2回)。(参考4)</li> <li>○ カフェインをテーマに、消費者団体との情報交換会を行った(1回)。(参考4)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 消費者庁の総合調整の下、関係省庁と連携して、今後とも意見交換会に積極的に参加する。</li> <li>○ 引き続き、隔週でのリスコミ担当者連絡会議に対応する。</li> <li>○ 引き続き、地方公共団体の担当職員との連携網の活用を図る。</li> <li>○ 今後も機動的な情報発信に努める。</li> <li>○ 平成30年1月に報道関係者等との意見交換会及び消費者団体との情報交換会をそれぞれ開催予定。</li> </ul>

<p>ア関係者のすそ野の更なる拡大を図るとともに、意見交換会の内容の充実を図る。</p> <p>(4) 学術団体との連携 食品の安全性に関する科学的な知識を普及させるためには学術団体との連携が効果的であることから、引き続き、関係する学会への参加及びブース展示を実施する。 実施に当たっては、重点化する学術分野を明確化するとともに、学会への参加とブース出展を有機的に連動させることにより、学術団体との連携の更なる強化を図る。</p>	<p>○ 公益社団法人日本栄養士会、一般財団法人食品産業センター及び公益社団法人日本医師会と意見交換を実施し、連携強化を図った。特に、日本栄養士会とは、同会が制定した「栄養の日・栄養週刊2017」の後援を行ったほか、食品安全委員会からの情報提供を同会のウェブサイトを通じて実施した。(参考4)</p> <p>○ 日本毒性学会(7月)、日本先天異常学会(8月)及び日本食品微生物学会(10月)において、食品安全委員会委員による講演と併せて、ブース展示を行った。(参考4)</p>	<p>○ 引き続き、各関係機能団体と意見交換等を実施し、連携強化を図る。</p> <p>○ 平成30年1月に日本毒性病理学会においてブース展示を実施予定。また、併せて、学会と共催で、市民公開講座を実施予定。</p>
<p>第7 緊急の事態への対処</p> <p>1 緊急事態への対処 緊急事態が発生した場合には、「食品安全委員会緊急時対応指針」(平成17年4月21日委員会決定。以下「指針」という。)等を踏まえ、関係行政機関等との密接な連携の上、危害物質の毒性等の科学的知見について関係省庁及び国民に迅速かつ的確な情報提供を行う等、適切に対応する。</p> <p>2 緊急事態への対処体制の整備 指針等を踏まえ、平時から、緊急時に備えた情報連絡体制の整備や、科学的知見の収集・整理、緊急時対応訓練等を実施することにより、緊急事態への対処体制の強化に努めるとともに、企画等専門調査会において、実際の緊急時対応の結果及び緊急時対応訓練の結果の検証を行い、緊急時対応の問題点や改善点等について検討し、必要に応じ、指針等の見直しを行う。</p> <p>3 緊急時対応訓練の実施 緊急時対応の取りまとめとなる消費者庁と密に連携し、実際の緊急時を想定した実践的な訓練を、平成29年4月～11月(実務研修)、12月(確認訓練)を目処に行い、緊急時対応体制の実効性を確認するとともに、担当者的実践的対応能力の向上等を図る。</p>	<p>○ 平成29年4月以降、大規模な緊急事態は発生しなかった。</p> <p>○ 緊急時の情報連絡体制を強化するため、緊急電話連絡網や携帯用の電話連絡カード等の見直しを行うとともに、委員の改選や職員の異動等に合わせて随時更新した。</p> <p>○ 訓練計画及び平成29年度食品安全委員会緊急時対応訓練の骨子(参考5)に基づき、緊急時対応訓練を実施した。</p> <p>○ 担当者的実践的対応能力の向上等を図るため、実務研修を以下のとおり実施した。 ・緊急時対応手順研修(4月) ・ホームページ掲載研修(6月) ・メディア対応研修(11月) 基礎講義、実践研修(メール作成研修、情報提供研修)</p>	<p>○ 今後とも、緊急事態が発生した場合には、指針に従って、迅速かつ的確に情報提供等を行う。</p> <p>○ 第23回企画等専門調査会において、緊急時対応訓練の結果等について検証し、緊急時対応の改善点の検討等を行う予定。</p> <p>○ 緊急時対応体制の実効性等を確認するため、消費者庁、文部科学省、厚生労働省及び農林水産省とともに確認訓練を実施予定。</p>

<p>第8 食品の安全性の確保に関する情報の収集、整理及び活用</p> <p>国内外の食品の安全性の確保に関する科学的情報について、国際機関、海外の政府関係機関や学術誌に掲載された論文、食の安全ダイヤル等を通じ、毎日、収集する。</p> <p>収集した情報については、国民やリスク管理機関などのニーズに対応できるような確な整理及び分析を行い、「食品安全総合情報システム」（委員会のホームページ上の情報検索用データベースシステム）への登録、委員会会合での報告等により、国民に対する情報提供、リスク管理機関等との情報共有を行う。</p> <p>また、ハザード情報の共通化及び省庁間での共有化を推進する。</p> <p>加えて、食品健康影響評価や緊急時の対応等において、専門家等の専門知識の活用を図る観点から、専門情報の提供に協力いただける専門家や関係機能団体等との連絡体制を確保し、情報交換等を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 食品の安全性の確保に関する最新情報について、それを整理した上でリスク管理機関等の関係者に毎日配布した。</li> <li>○ 「隔週報」を「食品安全総合情報システム」に登録し、関係者及びホームページを通じて国民に対して情報提供を行った。</li> <li>○ 国立医薬品食品衛生研究所と常時連携し、それぞれが収集した食品安全に関する情報を共有した。</li> <li>○ ハザード情報の共有化及び省庁間での共有化を推進するため、食品リスク情報関係府省担当者会議等を通じて、協議を行った。</li> <li>○ 専門委員改選に合わせ、緊急事態に備え、専門委員の連絡先の確認を行った。</li> <li>○ 関係機能団体である公益社団法人日本医師会、公益社団法人日本薬剤師会、公益社団法人日本獣医師会、公益社団法人日本栄養士会等に対し季刊誌を配布する等ネットワークの確保に努めた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 引き続き、情報の収集、日報の取りまとめ、リスク管理機関等関係者への配布を行う。</li> <li>○ 引き続き、隔週報の作成、「食品安全総合情報システム」への登録による情報提供を行う。</li> <li>○ 食品安全関係団体への事務局職員の派遣によるリスク評価・委員会活動等の説明等を行い、ネットワークの構築を行う。</li> <li>○ 引き続き、関係機能団体に対し季刊誌を配布する等ネットワークの確保に努める。</li> </ul>
<p>第9 国際協調の推進</p> <p>(1) 国際会議等への委員及び事務局職員の派遣</p> <p>以下のスケジュールで開催される国際会議等に委員、専門委員及び事務局職員を派遣する。</p> <p>平成29年5月 天然資源の開発利用に関する日米会議有毒微生物専門部会</p> <p>5月 FAMS2017</p> <p>5月 Prion2017</p> <p>6月 第84回FAO/WHO合同食品添加物専門家会議(JECFA)</p> <p>6月 OECD農業作業部会</p> <p>7月 ドイツ連邦リスク評価研究所(BfR) サマーアカデミー</p> <p>7月 ICMGP2017</p> <p>8月 米国バイオ規制視察</p> <p>9月 欧州毒性学会(EUROTOX)</p> <p>9月 FAO/WHO合同残留農薬専門家</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ FAO/WHO合同食品添加物専門家会議(JECFA)及びFAO/WHO合同残留農薬専門家会議(JMPR)に加え、食品の安全性に関する国際会議に、委員、専門委員及び事務局職員を派遣し、各国の専門家との情報・意見交換等を行った。</li> <li>・ 5月 天然資源の開発利用に関する日米会議(UJNR)有毒微生物専門部会(米国) 情報収集のため委員1名を派遣。</li> <li>・ 5月 The 2nd Food Allergen Management Symposium 2017(FAMS2017)(豪州) 情報収集のため事務局職員1名を派遣。</li> <li>・ 5月 Prion2017(英国) 情報収集のため専門委員1名及び事務局職員1名を派遣。</li> <li>・ 6月 第84回FAO/WHO合同食品添加物専門家会議(JECFA)(イタリア) WHOエキスパートとして専門委員1名を派遣。</li> <li>・ 6月～7月 OECD農業作業部会(フランス) 情報収集のため事務局職員2名を派遣。</li> <li>・ 7月 ドイツ連邦リスク評価研究所(BfR) サマーアカデミー(ドイツ)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国際会議等に委員及び事務局職員を以下のスケジュールで派遣し、各国の専門家との情報・意見交換等を行う。</li> <li>・ 3月 米国アレルギーぜんそく免疫学会年次大会(米国)</li> <li>・ 3月 米国毒性学会(米国)</li> <li>・ 未定 第25回OECD新規食品・飼料作業部合同部会(フランス)</li> </ul>

<p>会議（JMPR）  9月 ISSX  10月 第85回FAO/WHO合同食品添加物専門家会議（JECFA）  平成30年3月 OECD新規食品・飼料作業部会合同部会  3月 米国アレルギーぜんそく免疫学会  3月 米国毒性学会（SOT）</p> <p>また、必要に応じ、このスケジュールの他に開催されることとなった国際会議等に委員等を派遣する。</p>	<p>情報収集のため事務局職員1名を派遣。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 7月 第13回地球環境汚染物質としての水銀に関する国際会議（ICMGP2017）（米国）  情報収集のため委員1名を派遣。</li> <li>・ 8月～9月 米国バイオテクノロジー視察（米国）  情報収集のため事務局職員2名を派遣。</li> <li>・ 9月 デンマーク獣医食品局（DVFA）及びデンマーク工科大学（DTU）訪問。  意見交換及び情報収集のため事務局職員3名を派遣。</li> <li>・ 9月 FAO/WHO合同残留農薬専門家会議（JMPR）（スイス）  WHOエキスパートとして委員1名及び専門員1名を派遣。</li> <li>・ 9月 レギュラトリーサイエンスに関する国際会議（GSRS2017）（ブラジル）  情報収集のため事務局職員2名を派遣。</li> <li>・ 9月 国際薬物動態学会（North American ISSX meeting）（米国）  情報収集のため委員1名を派遣。</li> <li>・ 10月 第85回FAO/WHO合同食品添加物専門家会議（JECFA）（スイス）  WHOエキスパートとして専門委員1名を派遣。</li> <li>・ 10月～11月 アジア地域における残留農薬基準の設定調和促進のためのワークショップ（マレーシア・タイ）  講演のため委員1名を派遣。</li> <li>・ 10月～11月 第11回中国国際食品安全品質会合（CIFSQ）（中国）  講演のため委員1名を派遣。また意見交換及び情報収集のため事務局職員3名を派遣。</li> </ul>	
<p>（2）海外の研究者等の招へい  海外の食品安全に係る研究者及び専門家を招へいし、食品の安全性の確保に関する施策の策定に必要な科学的知見の充実を図る。</p>	<p>○ 「国際会議 食品安全のための科学的国際協力の未来には何があるのか」の講演者として、EFSAのベルナード・ウール長官及びギムレ・デ・セゼ科学評価局長、BfRのライナー・ウィトコウスキー副所長、ANSESのロジェ・ジュネ長官及びARAC事務局のチン・チョウ・キート氏を招へいし、食品安全分野におけるリスク評価の向上のための今後の取組について講演いただくとともに、パネルディスカッションにおいて意見交換を行った（4月）。</p>	<p>○ 12月にEFSA、EMA、BfR、ANSES、FSANZ、MPI、ARAC、DLID及びWHOのAMR担当者を招へいし、AMRについて非公開の意見交換会を行う。</p>
<p>（3）海外の食品安全機関等との連携強化  海外の食品安全機関等との連携強化を図るため、職員の派遣等の人材交流、食品健康影響評価に関する情報交換等を実施する。また、国際共同評価への参画等に努める。  委員会とすでに協力文書を締結している欧州食品安全機関（EFSA）、豪州・ニュージーランド食品基準機関（FSANZ）、ポルトガル経済食品安全庁（ASAE）、フランス食品環境労働衛生安全庁（ANSES）及びドイツ連邦リスク評価研究所（BfR）と連携強化のための会</p>	<p>○ 6月 国際共同評価に関する打合せ（フランス）  ・ OECD農薬作業部会に併せて開催された会合に事務局職員2名が出席し、国際共同評価の今後の方向性等について意見交換を行った。</p> <p>○ 9月 DVFA及びDTUとの意見交換（デンマーク）  ・ 局長及び事務局職員2名が出張し、最近の活動状況や今後の連携について意見交換を行った。</p>	<p>○ 引き続き、国際共同評価に関し情報収集及び関係各国との調整等を行う。</p> <p>○ 平成30年9月に予定されているEFSAとの第6回定期会合に向けて準備を進める。</p> <p>○ 引き続き、左記リエゾングループを通</p>

<p>合を開催するとともに、必要に応じ、米国食品医薬品庁（FDA）等の他の外国政府機関との情報交換、連携の構築を行い、協力文書の締結も検討する。</p>	<p>○ 上記のほか、外国政府機関との情報交換のために食品中の化学物質の安全性に関するリエゾングループ及び食品中の微生物の安全性に関するリエゾングループに参加し、適宜情報交換を行った。また、中国において開催されたリスクコミュニケーションに関するリエゾングループ第1回会合に参加した。</p>	<p>じ情報交換を行う。</p>
<p>（４）海外への情報発信</p> <p>食品健康影響評価の概要、食品安全確保総合調査及び食品健康影響評価技術研究の成果等の英訳を行い、順次英語版ホームページに掲載する。</p> <p>食品安全に関する論文及び食品健康影響評価書の英訳を掲載する英文ジャーナル「Food Safety-The Official Journal of Food Safety Commission of Japan」を年4回程度発行し、国内外に広く情報発信していく。</p>	<p>○ 評価が終了した添加物、農薬、動物用医薬品等の食品健康影響評価の概要や企業申請品目に係る食品健康影響評価の標準処理期間について等の英訳を行い、委員会ホームページに掲載を行った。</p> <p>○ 委員会の英文ジャーナルである「Food Safety - The Official Journal of Food Safety Commission」について、6月にvol. 5 No. 2及び9月にvol. 5 No. 3を科学技術情報発信・流通総合システムJ-STAGEに掲載し、食品のリスク評価に携わる専門家による論文、委員会による評価書の内容等の海外への情報発信を行った。</p>	<p>○ 引き続き、食品健康影響評価の概要、食品安全委員会運営計画（抜粋）や食品安全確保総合調査及び食品健康影響評価技術研究の成果等について、順次英語版ホームページに掲載する予定。</p> <p>○ 12月下旬に「Food Safety vol. 5 No. 4」を科学技術情報発信・流通総合システムJ-STAGE上に掲載する予定。</p>

注：月、月日の表記において年を付していない場合は、平成29年の月、日。

# 平成29年度食品安全委員会運営計画の実施状況の中間報告

## 参考資料

- 参考1 平成30年度予算概算要求及び機構・定員要求の概要について・1
- 参考2 食品健康影響評価の審議状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
- 参考3 食品健康影響評価技術研究及び食品安全確保総合調査の状況・・5
- 参考4 情報発信、意見交換会等の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
- 参考5 平成29年度食品安全委員会緊急時対応訓練の骨子・・・・・・・・・・20

## 平成30年度予算概算要求及び機構・定員要求の概要について

平成29年9月  
内閣府食品安全委員会事務局

## 1 予算要求の概要

## (1) 予算要求額

- ・ 1,051百万円（平成29年度予算額961百万円）
  - ・ 対前年度比 109.4%
- ※優先課題推進枠159百万円を含む。

## (2) 主要事項

## ① リスク評価等に必要な技術研究の推進

221百万円（177）

※ 優先課題推進枠80百万円を含む

食品科学や分析技術の水準が日々向上し、高度化の一途をたどる中、委員会が取り組むリスク評価の分野は多岐にわたることから、新たな知見が必要となる分野について、リスク評価を円滑に進めるための技術開発研究を推進。

## ② リスク評価等に必要な調査の着実な推進

69百万円（72）

※ 優先課題推進枠10百万円を含む

リスク評価の観点から優先順位の高い特定の危害に関し、食品安全行政機関及び国際機関が保有するリスク評価情報等の危害情報、危害の発生及び対処事例についての海外報道情報、各種文献における危害の毒性メカニズム、暴露評価等の情報について、網羅的に収集し、整理・解析するため、調査を実施。

### ③ 情報収集等に関する体制の充実・強化

45百万円（ 42）

※ 優先課題推進枠4百万円を含む

国内外の危害情報を収集・整理する体制を充実・強化し、食品安全行政をより一層充実・強化するため、食品安全モニターを通じたリスク管理措置等の監視、国際会議への参加、海外のリスク評価機関等との連携強化等を図る。

### ④ リスクコミュニケーションの推進

44百万円（ 28）

※ 優先課題推進枠19百万円を含む

リスク評価に国民の意見を反映し、その透明性・公正性を確保するとともに、食品のリスクに関する科学的情報に対する国民の理解の向上に資するため、意見交換会の開催、積極的な情報発信等を実施。

### ⑤ 優先課題推進枠

- ・ 将来の食品安全リスクを見据え、差し迫る課題に対応したリスク評価を行うために必要な評価体制の強化及び研究、調査

140百万円

今後導入される食品用器具・容器包装ポジティブリスト制度に基づくリスク評価、食品分野の化学物質の迅速な評価を可能とする次世代型リスク評価の実用化等の推進

- ・ 食物アレルギーに関する情報発信の強化経費

19百万円

アレルギー疾患対策基本法に基づく政府方針を踏まえ、食物アレルギーに関する科学的な知識の普及を図る

## 2 機構・定員要求の概要

### (1) 機構要求

より迅速かつ的確なリスク評価のための新しい評価方法（in silico 評価等）や新たな技術を応用した食品の評価方法の確立に向けた国際交渉力の強化とマネジメント機能強化のため、評価技術企画室長を要求。

### (2) 定員要求

食品用器具・容器包装の評価体制の強化に伴い1名増員を要求。

## 食品健康影響評価の審議状況

(平成29年11月17日現在)

区分	要請件数 注1、2)	うち 29年度分	自ら評 価 注3)	合計	評価終了 うち 29年度分	意見 募集中 注4)	審議中 注5)	
添加物	268	1	0	268	262	7	2	4
栄養成分添加物	1		0	1	1		0	0
農薬	1,151	34	0	1,151	922	38	12	217
うちポジティブリスト関係	520	5	0	520	354	8	3	163
うち清涼飲料水	33		0	33	33		0	0
うち飼料中の残留農薬基準 注6)	57		0	57	33	1	0	24
動物用医薬品	579	21	0	579	550	28	4	25
うちポジティブリスト関係	121	2	0	121	97	3	3	21
汚染物質等	65		3	68	65	4	0	3
うち清涼飲料水	52		0	52	50	4	0	2
器具・容器包装	16		0	16	13		0	3
微生物・ウイルス	15	1	2	17	16		0	1
プリオン	57	3	14	71	56	2	0	15
かび毒・自然毒等	8		5	13	13	2	0	0
遺伝子組換え食品等	270	8	0	270	260	14	2	8
新開発食品	84	1	1	85	86	1	0	1
肥料・飼料等	247	20	0	247	180	5	0	67
うちポジティブリスト関係	121	1	0	121	80	2	0	41
薬剤耐性菌 注7)	10	2	0	10	10	2	0	0
肥飼料・微生物合同 注8)	1(34)		0	1	1(13)		0	0
高濃度にジアシルグリセロールを含む食品に関するワーキンググループ	1		0	1	1		0	0
食品による窒息事故に関するワーキンググループ	1		0	1	1		0	0
放射性物質の食品健康影響に関するワーキンググループ	1		0	1	1		0	0
その他	1		1	2	1		0	1
合計	2,776	91	26	2,802	2,439	103	20	345

- (注) 1 リスク管理機関から、評価要請後に取り下げ申請があった場合には、その分を要請件数から減じている。  
2 評価の過程で新たに審議する必要がある案件が生じた場合には、評価終了時にその案件数を要請件数に加算している。  
3 自ら評価案件については、「自ら評価」の欄には、実施決定時の件数を記入しているが、「評価終了」の欄では、複数省片に答申したものの、答申が複数案件となったもの等については、その数を記入しているものもある。また、リスクプロファイル等として評価した場合も、評価終了としている。  
4 「意見募集中」欄には、意見情報の募集を締め切った後に検討中のものも含む。  
5 「審議中」欄には、審議継続の案件のほか、今後検討を開始するものも含む。  
6 「飼料中の残留農薬基準」欄については、ポジティブリスト制度の導入に際して、飼料中の残留基準が設定された農薬についての食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件数である。  
7 「薬剤耐性菌」欄には、薬剤耐性菌に関するワーキンググループの設置(H27.10.1)後に要請を受けた案件及び評価終了となった案件について記入している。  
8 平成15年12月8日付けで評価要請のあった「飼料添加物として指定された抗菌性物質、動物用医薬品のうち、飼料添加物として指定されている抗菌性物質と同一又は同系統で薬剤耐性の交差が認められる抗菌性物質により選択される薬剤耐性菌に係る食品健康影響評価」について、( )内に物質数を記入している。

## 食品健康影響評価技術研究及び食品安全確保総合調査の状況

- 3 - 1 平成 28 年度終了食品健康影響評価技術研究課題の事後評価結果一覧
- 3 - 2 平成 29 年度採択食品健康影響評価技術研究課題
- 3 - 3 平成 29 年度食品安全確保総合調査課題一覧

平成28年度終了食品健康影響評価技術研究課題の事後評価結果一覧

研究領域	研究課題名	評価点 総合 (20点)	研究の 妥当性 (5点)	目標の 達成度 (5点)	成果の 有用性 (10点)	評価コメント
IV 自ら評価や新たなハザードへの対応、緊急時対応等に必要分野	ヒト型遺伝子改変マウスを用いた非定型BSEの人に対する感染リスクの定量的評価	16.7	4.1	4.1	8.4	<p>&lt;総合コメント&gt;                      長期間の感染実験を行って非定型BSEを含むBSEのヒト感染リスクの知見を得ることができた。                      非定型BSEの感染性については未だに定まっていないことが多く、この点を明らかにしようとする本課題は学術的のみならず社会的に価値が高い。</p> <p>&lt;個別コメント&gt;                      ・L-BSE及びH-BSEについて、ヒト型プリオンを持つマウスへの経口感染がみられず、感染リスクが動物実験上は低いと推定される結果が得られたことは高く評価される。                      ・経口投与によるBSEの感染リスク評価に資する結果は得られている。                      ・今後、学会、論文発表などを進めるなど、成果の広報と普及が重要である。                      ・長期の観察期間から得られた陰性結果であるが、結果の評価にあたっては、使用動物数が少ないことに留意する必要がある。</p>
1 危害要因・ばく露状態の評価に必要な科学的知見の集積	食用家畜とヒトとの間における薬剤耐性菌の循環に関する分子疫学および時空間比較ゲノム解析	15.6	4.3	4.1	7.1	<p>&lt;総合コメント&gt;                      食肉等における耐性菌に関するデータの集積解析を行い、薬剤耐性菌の家畜とヒトとの間における循環に関する分子疫学的な解析の基礎的手法はできたと考えられる。                      検体の集め方に偏りがあるもの、今後他県のデータと併せることにより食品由来の薬剤耐性菌の国内での分布や頻度が明らかになることが期待される。</p> <p>&lt;個別コメント&gt;                      ・食肉等における耐性菌に関するデータの集積解析を行い、ESBL産生大腸菌の広い汚染の確認、カンピロバクター・ジエジュニに関するマクロライド耐性に関する新遺伝子を見出すなどの成果を上げ、学会・論文発表などを行っていることは高く評価される。                      ・菌株・ネットワーク解析ソフトの他研究機関への提供など、成果の拡大について考慮されていることも高く評価される。                      ・今後、地方衛生研究所などの取組サンプル（国内）とともに、海外からのサンプルも集めてグローバルな知見とすることが期待される。                      ・社会的に重要度の高い研究である。体系化した後のリスク評価への活用に向けた、具体的な手法を示せると良かった。                      ・食品安全委員会の今後のテーマ課題である以上にリスク管理機関のモニタリング・サーベイランスにつながる研究ではないか。</p>

# 平成28年度終了食品健康影響評価技術研究課題の事後評価結果一覧

研究領域	研究課題名	評価点 総合 (20点)	研究の 妥当性 (5点)	目標の 達成度 (5点)	成果の 有用性 (10点)	評価コメント
2 健康影響発現メカニズムの 解明	食品ごとの「IgE抗体の作らせやすさ」を測定する系の樹立に関する研究	13.7	3.6	3.4	6.7	<p>&lt;総合コメント&gt; 食品ごとに測定する系の樹立にはいたっていないが、経皮ばく露によるIgE抗体の作らせやすさに関する一定程度の知見は得られている。 多くの小児に見られるアレルギー疾患は食品との関連も高く、その解明が期待される重要な研究であるだけに、「食品との関連」についてさらなる究明が期待される。</p> <p>&lt;個別コメント&gt;  <ul style="list-style-type: none"> <li>現時点では事象を観察している段階であるが、今後の研究により、アナフィラキシー発症リスクが評価できるようになることが期待される。</li> <li>食品自体が抗原提示細胞を活性化するのではないことが提示された点は有用である。</li> <li>アナフィラキシーとIgE抗体価とに定量的相関性がないとすると知見は興味深い。</li> <li>食品添加物におけるアレルギー様の作用増強について、更に検討してほしい。</li> </ul> </p>
2 健康影響発現メカニズムの 解明	食品に対する乳児期のアレルギー反応獲得メカニズムと発症リスク評価	15.9	4.3	4.0	7.6	<p>&lt;総合コメント&gt; 臨床サイドとの連携により乳児のアレルギー反応獲得のメカニズムの解明を進ませたことは高く評価される。 増加の一途にある乳児アレルギーについて環境中の抗原定量、低親和性IgEが産生されるイムノグロブリンスイッチが経口免疫寛容の成立に関与することなど、新たな知見も得られており、今後の小児の健康と食品のリスク評価の進展が期待される。</p> <p>&lt;個別コメント&gt;  <ul style="list-style-type: none"> <li>低親和性IgE抗体と高親和性IgE抗体の分別定量法を開発することにより、低親和性IgEの経口免疫寛容への関与と高親和性IgEのアレルギー発症への関与を強く示唆したことは評価できる。今後、経口免疫寛容を成立させる方法を確立して欲しい。</li> <li>学術的価値の高い研究であるが、この成果を定量的評価にどうやって生かすのか道筋が示せると良い。</li> <li>卵と牛乳アレルギーの発症メカニズムの解明には繋がる研究であるが、ばく露抗原量と発症リスク評価は途中で終わっている。</li> </ul> </p>

# 平成28年度終了食品健康影響評価技術研究課題の事後評価結果一覧

研究領域	研究課題名	評価点 総合 (20点)	研究の 妥当性 (5点)	目標の 達成度 (5点)	成果の 有用性 (10点)	評価コメント
3 新たなリスク評価方法等の 確立	農薬の毒性評価における「毒性プロファイル」と「毒性発現量」の種差を考慮した毒性試験の新たな段階的評価手法の提言－イヌ慢性毒性試験とマウス発がん性試験の必要性について－	15.3	4.1	3.7	7.4	<p>&lt;総合コメント&gt; イヌ慢性毒性試験とマウス発がん性試験について、食品安全委員会の多くの評価書をベースにして毒性評価への有用性を検討し、試験の省略の可否の提言がなされたことは高く評価される。 本研究により、将来的に妥当な評価方法の方向性を検討できると思われる。</p> <p>&lt;個別コメント&gt;  <ul style="list-style-type: none"> <li>• いずれの項目についても若干の未解決な要素を残してはいるが、イヌ慢性毒性試験、マウス発がん性試験の必要性検討のための見解は得られている。</li> <li>• イヌの長期試験は一定の条件を満たせば、そのほとんどが90日試験で代替できることが示された。</li> <li>• マウス発がん性試験の必要性は低いかもしれない。</li> <li>• 今後の課題としては、LOAEL/NOAELだけでなく、種差を考慮して毒作用の特性を議論することが望まれる。</li> <li>• 今後、学会、論文発表などによる公表が望まれる。</li> </ul> </p>
4 その他	食品由来のアクリルアミド摂取量の推定に関する研究	16.1	4.3	4.1	7.7	<p>&lt;総合コメント&gt; 幅広い食品からアクリルアミドの摂取量推定を行った地道で貴重な研究であると評価され、目標は達成されている。</p> <p>&lt;個別コメント&gt;  <ul style="list-style-type: none"> <li>• 日本人におけるアクリルアミド摂取量を陰膳法と食事摂取調査との二法により解析することは妥当。</li> <li>• 陰膳法と確率モデルによる推定値が一致した事は有用な知見である。分析精度も担保されており信頼性が高い。</li> <li>• 食品にもとから含まれる物質も重要であるが、アクリルアミドのように調理によって生成し、調理方法によって生成量が変化する物質について知見を広報することも大切である。</li> <li>• 今後、生体試料（血液など）濃度と推定摂取量との関連性が明らかになることが期待される。</li> <li>• 今後、学会、論文発表などによる公表が望まれる。</li> </ul> </p>

平成 29 年度採択食品健康影響評価技術研究課題

研究項目	研究課題名
1 危害要因・ばく露実態の評価に必要な科学的知見の集積	コリスチン耐性菌の出現状況と特性解析に関する研究
2 健康影響発現のメカニズムの解明	無機ヒ素曝露評価およびその手法に関する研究
	食物アレルギーと経口免疫寛容の成立機序の違いとアナフィラキシーの発症機序から見たリスク評価
3 新たなリスク評価方法等の確立	アレルギー物質を含む食品についてのリスク評価方法の確立に関する研究
4 その他	試験管内プリオン増幅系を用いた「種の壁」の定量的評価のための研究

## 平成 29 年度食品安全確保総合調査課題

番号	調査課題名	実施状況
1	畜水産食品における薬剤耐性菌の出現実態調査(水産関連プロトコルの試行)	調査実施中
2	卵及び乳アレルギーに係る食品表示についての食品健康影響評価のための調査	調査実施中
3	海外における汚染物質等に係るばく露評価に関する実態調査	調査実施中
4	食品健康影響評価及びその関連情報の検索性向上に関する調査	調査実施中
5	食品を介してヒトに伝播される薬剤耐性菌に関する文献等調査(テトラサイクリン系抗生物質等に関するヒト医療における状況)	調査実施中
6	海外における食品添加物のリスク評価手法に関する実態調査	調査実施中
7	<i>in silico</i> 評価支援ツールの現状に関する調査	調査実施中

## 情報発信、意見交換会等の現状

（「平成29年度食品安全委員会運営計画の実施状況の中間報告について」補足資料）

## [ 内容 ] ページ

- 1 様々な手段を通じた情報の発信・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 意見交換会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3 「食品の安全」に関する科学的な知識の普及啓発・・・・・・・・ 3  
(参考) カフェインに関する情報発信の強化・・・・・・・・ 4
- 4 関係機関・団体との連携体制の構築・・・・・・・・・・・・ 5
- 5 学術団体との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6  
(参考) デルファイ法を活用した試行的調査の実施状況・・・・・・・・ 7

# 1 様々な手段を通じて情報の発信

- 各種メディアを通じて情報発信については、①季刊誌を中心とした紙媒体、②ホームページ、Facebook、ブログ及びメールマガジンを通じてネット媒体、③意見交換会等を通じた直接対話により実施。特にFacebookについては、5月に投稿指針を定め、機動的な対応も兼ねた各種記事の配信に努めているところ
- 「視覚的に理解しやすい媒体による情報提供手法」の一つとして、新たに公式YouTubeを立ち上げ、動画配信を開始
- 今後は、より効果的・効率的かつ一貫した情報発信を行うため、媒体の特性に合わせたコンテンツを作成する必要。特に、季刊誌は紙媒体による情報発信を希望する者のニーズに合った記事となるよう、配布対象・配布先を明確化し、それに合わせた記事を作成する必要

## ○季刊誌の主な記事

発行月	特集記事	キッズボックス
H29.1	薬剤耐性菌の評価	サプリメント
H29.3	専門調査会等の取組、食安委の国際的な取組	加熱調理
H29.7	食品中のカフェイン	ジャガイモ
H29.10	フモニシン、ボツリヌス症	ジビエ



## ○e-メールマガジン登録者数

	読み物版	weekly版
25年度末	190	9,567
26年度末	377	9,460
27年度末	536	9,593
28年度末	673	9,377
29年9月末	697	9,265

## ○YouTubeの配信



<「精講」講座の風景（吉田委員）>

## ○Facebookの記事数・閲覧者数の推移

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度 (半期分)
記事数	26	157	113	151	95
閲覧者数	10,310	139,762	411,810	490,246	393,074

出典：情報・勧告広報課調べ

## ○Facebookの記事の事例

<健康被害案件（機動的対応）>

投稿日	投稿記事	閲覧者	いいね	シェア
4/10	乳児ボツリヌス症の死亡事案の発生	15,325	542	97
7/13	プエラリア・ミリアフィカを含む健康食品の注意喚起	6,725	232	39

<注意喚起（季節性）>

5/26	ウエルシユ菌の食中毒防止	6,519	189	29
6/9	かび毒に注意	7,151	254	42

<科学的知識の普及>

5/11	アニサキス症の予防	14,276	695	66
8/3	新しい食べ方と食経験	11,312	481	86

出典：情報・勧告広報課調べ

## 2 意見交換会

○ 学校教育関係者（重点対象）との意見交換会は、①地方公共団体との共催による研修会の開催、②地方公共団体等の主催による学校給食や栄養教諭の研修会への講師派遣、③学校教育関係者が活用できる教材の作成により対応

○ 学校教育関係者以外についても、地方公共団体等からの要望に応じた講師派遣、初となる消費者庁と連携した子ども霞が関デーへの参加、消費者庁等の関係省庁と連携した意見交換会等を開催

○ 特に、学校教育関係者との意見交換会については、より波及効果を高めるため、地方公共団体等が意見交換会を実施しやすい仕組み作り、保護者等への情報の伝え方まで含めた説明内容、現場で活用しやすい教材の作成・提供等を検討していく必要

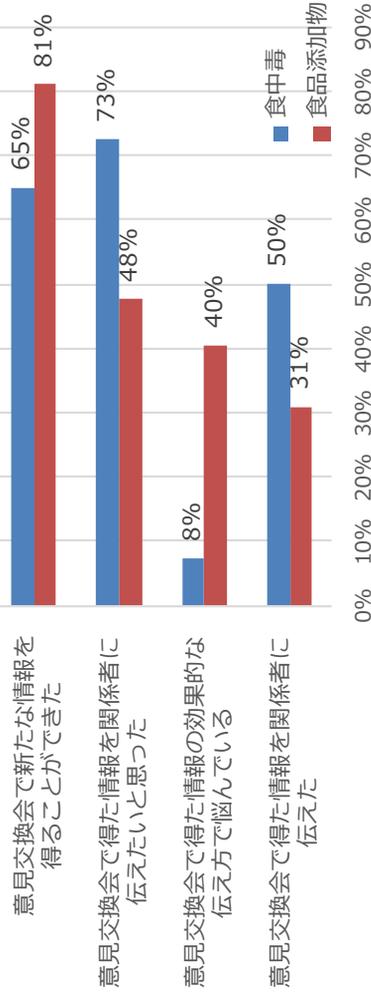
### ○ 学校教育関係者を対象とした研修会の開催状況

開催日	共催先	内容	参加者数
8/7	大阪府	食安全を守るしくみ、食品添加物の安全性	28名
8/9	岡崎市	食品添加物	22名
8/21	東京都	食中毒、食品添加物	43名
8/25	広島市	食中毒(カンピロバクター中心)	19名
10/30	熊本県	リスクアナリシス	17名
11/20	兵庫県	食品添加物	58名

### ○ 地方公共団体等の栄養教諭等への研修会の講師派遣

開催日	派遣先	内容	対象者
6/23	京都府	食安全に関する基礎知識	栄養教諭、学校栄養職員
8/31	埼玉県	リスクコミュニケーション 調理学 情報発信	保育園、幼稚園、学校等の教職員
9/11			
11/8			

### ○ 意見交換終了後の状況



### ○ 教材「科学の目で見える食安全」の改訂



### ○ 各種意見交換会の風景



8/21 東京都との共催



8/25 広島市との共催

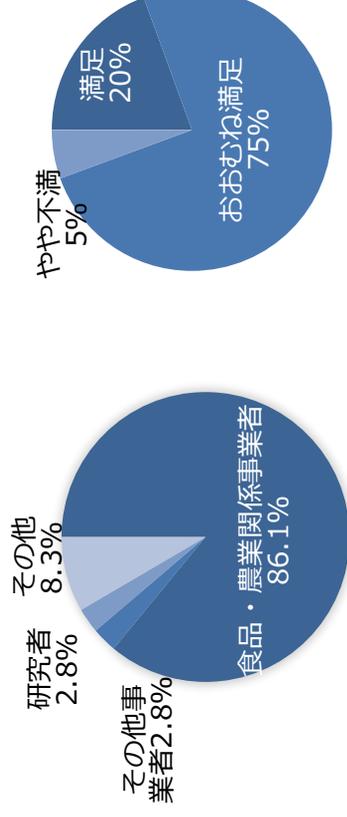
### 3 「食品の安全」に関する科学的な知識の普及啓発

- 平成29年度より、参加者に見合った講義内容とするため、リスクアナリシス連続講座を改訂し、
  - ① 食品関係事業者、研究者等一般的な科学的知識を有した者を対象に、食品安全委員会の食品健康影響評価について、評価の過程や結果についての理解を深める「精講：食品健康影響評価」
  - ② 一般消費者を対象に、食品の安全に係る科学的基礎知識について広く一般消費者に普及する「みんなのための食品安全勉強会」の2種類の講座を開設
- 今年度の実施結果を踏まえ、各講座に見合った運営方法や講座内容等を検討する必要

#### ○平成29年度 「精講：食品健康影響評価」の概要

	第1回	第2回
テーマ・講師	・加熱時に生じるアクリルアミドの食品健康影響評価 (講師：吉田委員) ・食品由来のアクリルアミド摂取量の統計的推定 (講師：青木国立環境研究所フェロー)	
開催日	7月31日	12月11日 (予定)
開催場所	東京	大阪
対象者	食品関係事業者、その他基本的な科学的知見を有した者	
参加者数	43名 (応募70名から抽選)	30名程度 (募集人数)

#### ○精講（東京）の結果



アンケートに基づいて情報・勧告広報課で集計



実施風景

#### ○みんなのための食品安全勉強会の概要

	第1回	第2回
テーマ・講師	・食べ物と食品安全の基本について (講師：小平食品安全委員会事務局次長) ・カフェインの安全性及びコーヒーについて (講師：佐藤委員長)	
開催日	11月13日	12月7日 (予定)
開催場所	北海道 (札幌)	東京
対象者	一般消費者	
参加者数	37名	100名程度 (募集人数)

#### ○前回実施時の意見を踏まえた主な変更点とそれに対する参加者の意見（精講）

- ① 評価の説明時間が短いとの指摘に対し、説明及び質疑応答時間を大幅に増加  
⇒講義内容が難しいこともあり、説明時間がまだ足りないと感じる方が若干名いた
- ② メモを取る机がほしいとの要望に対し、参加人数を減らし、机を設置。また、資料を事前に読みたいとの要望に対し、資料を事前配布  
⇒運営面への不満はなかった
- ③ 質問用紙を配布し、コーディネートが、質疑応答を進める形式で実施  
⇒多くの質問が出た一方、自分の質問に答えてもらえないとの声もあった
- ④ 評価書を読んでもらうため、iPadを設置し、評価書の関係部分を提示  
⇒評価書を見られてよかったとの声の一方、iPadが小さくて見え辛いとの声もあった

- 平成28年度の「自ら評価」案件とされなかったものうち「積極的に情報収集、情報提供を行う」とされたカフェインについては、ファクトシート(平成29年7月)の改訂を視野に国際機関、海外の政府関係機関や学術誌に掲載された論文等を通じて情報を収集
- 季刊誌(平成29年7月)において「食品中のカフェイン」の特集記事を掲載
- Facebook等で海外の情報等を提供
- 「報道関係者との意見交換会」、「消費者団体との意見交換会」、「消費者団体との意見交換会」及び「みんなのための食品安全勉強会」においてカフェインをテーマに意見交換会を実施

○季刊誌(平成29年7月)

食品中のカフェイン

食品中のカフェインについて

カフェインは、コーヒー、茶、チョコレートなどに含まれる天然由来の成分です。また、加工食品や飲料にも含まれています。食品中のカフェイン含有量は、食品の種類や加工方法によって異なります。本記事では、食品中のカフェイン含有量に関する最新の調査結果についてご紹介します。

カフェインと健康

カフェインは、中枢神経系を刺激し、覚醒作用をもたらします。また、脂肪燃焼を促進し、代謝を向上させる効果があります。一方で、過剰摂取は、頭痛、不眠、不安感などを引き起こす可能性があります。

健康への影響

カフェインは、心拍数を増加させ、血圧を上昇させる可能性があります。また、妊婦は過剰摂取を避けるべきです。一方で、適量摂取は、認知機能の向上や、がん予防効果も期待されています。

食品中の含有量

食品中のカフェイン含有量は、食品の種類によって大きく異なります。例えば、コーヒーは100gあたり約100mg、茶は100gあたり約20mg、チョコレートは100gあたり約5mg程度です。

摂取量の目安

健康な成人は、1日にカフェインを400mg程度まで摂取することが推奨されています。ただし、個人差があるため、体調や年齢に応じて調整する必要があります。

食品中の含有量の目安

食品中のカフェイン含有量の目安は、以下の通りです。ただし、これはあくまで目安であり、実際には食品の種類や加工方法によって異なります。

食品の種類	含有量の目安 (mg)
コーヒー (100g)	約100
茶 (100g)	約20
チョコレート (100g)	約5
加工食品 (100g)	約1

食品の種類	含有量の目安 (mg)
コーヒー (100g)	約100
茶 (100g)	約20
チョコレート (100g)	約5
加工食品 (100g)	約1

食品中のカフェイン含有量は、食品の種類によって大きく異なります。例えば、コーヒーは100gあたり約100mg、茶は100gあたり約20mg、チョコレートは100gあたり約5mg程度です。また、加工食品や飲料にも含まれています。

カフェインを飲むときに注意すること

- 0歳児から1歳未満の子供には、カフェインを飲ませないでください。
- 1歳から2歳未満の子供には、カフェインを飲ませないでください。
- 2歳から6歳未満の子供には、カフェインを飲ませないでください。
- 6歳から12歳未満の子供には、カフェインを飲ませないでください。
- 12歳から18歳未満の青少年には、カフェインを飲ませないでください。
- 18歳以上の成人には、1日にカフェインを400mg程度まで摂取することが推奨されています。

<HP: 食品安全総合情報システム>

カナダ保健省(Health Canada)は5月25日、カフェインの安全な摂取基準値に関して情報提供した。概要は以下のとおり。

カフェインは、コーラなどの炭酸飲料、エナジードリンク、チョコレート、茶及びコーヒーなどの種々の食品及び飲料から検出される。天然に存在するものもあれば、製造工程で添加されたものもある。(以下略)

資料管理ID	資料日付	分類	概要(記事)
sjy0120030010	2017年6月20日	-	カナダ保健省(Health Canada)は5月25日、カフェインの安全な摂取基準値に関して情報提供した。概要は以下のとおり。

○海外の情報の提供

<Facebook>



カナダ保健省が「カフェイン」の摂取基準値(推奨)を公表しました。カナダ保健省からカナダ国内に対して「カフェイン」の安全な摂取基準値(推奨)に関する情報が以下のように提供されたのでご紹介します。なお、この基準値は2012年にカナダ保健省から公表された値と同じです。が、先日、国際的に科学研究所の委嘱・支援を行っている国際生命科学研究所機構(ILSI)の北米支部が発表したカフェインに関する膨大な文献をレビューした報告においても、この基準値が支持されています。

日常にはコーヒーやお茶を飲むときは、各自が習慣的に適量を飲んでおられ、その場合にはカフェインの過剰摂取で健康を損ねることはまずありません。しかし、意図的にカフェインが添加されたエナジードリンク、炭酸飲料、清涼飲料水やサプリメントなどでは、重厚な量の含有を懸念している。に気付かず大量に摂取してしまう可能性がありますので注意が必要です。食品安全委員会は、こうしたサプリメント等が通常の食品よりも容易に多量を摂ってしまうというメッセージの普及・啓発を行っています。食品安全委員会はこれからも「カフェイン」に関連した情報提供を積極的に行ってまいります。

○報道関係者との意見交換会(5月25日)



意見交換会の内容が記事になりました

- マスコミ関係者に対する食品安全に係る知識の普及活動は、「報道関係者との意見交換会」（数か月間に1回開催）により対応意見交換会の形式を、出席者がより意見交換会に参加しやすい方式に変更。
- 関係職能団体との連携強化を図る観点から、(一財)食品産業センター、(公社)日本栄養士会、(公社)日本医師会と意見交換を実施。例えば、日本栄養士会には、現場の栄養士の声を踏まえ、食品安全委員会からの情報提供を、団体ウェブサイトを通じて実施。
- 今後、各関係職能団体の要望も踏まえ、共催での意見交換会や講師派遣など、更なる連携の強化を進めていく必要

○開催実績（直近5回）

開催月	テーマ
H28. 7	食中毒
10	情報利用
H29. 1	O157と薬剤耐性菌
5	カフェイン
11	フモニシン

○日本栄養士会ウェブサイトでの情報提供



公益社団法人

日本栄養士会

2017/10/04

処法

【食品安全委員会】ジャガイモによる食中毒、原因と対処法



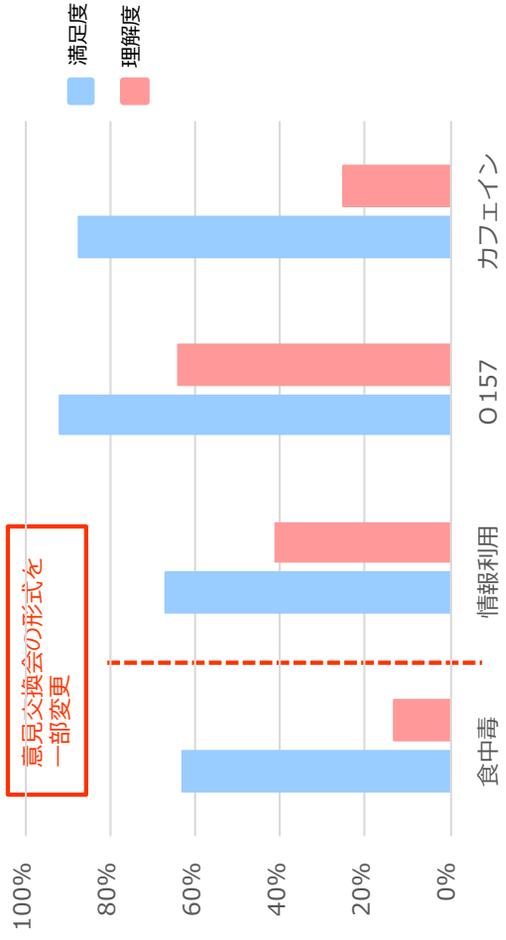
ニュースのポイント

- 原因は、アルカロイドと呼ばれる有毒成分を多く含むこと
- 有毒成分は、ジャガイモの発芽部や緑色の皮の部分に多く含まれている
- このあと、11月～2月は注意が必要

身近な食材であるジャガイモで、毎年のように全国で食中毒が起きている。ジャガイモの食中毒は、発芽部や緑色の皮の部分に多く含まれるソラニンやチャコニン等のアルカロイド（ステロイド系アルカロイド配糖体）と呼ばれる有毒成分を多く含むことによって起こる。

食中毒の原因施設は、ほとんどが学校で、発生時期は6～9月、11～2月で、特に7月が多い。症状は、おう吐、下痢、腹痛、めまい、動悸、耳鳴り、蕁麻疹、けいれん、呼吸困難などで、ひどい場合には死に至ることもある。早いときは数分後から症状が始め、遅いときは数日後に出ることもある。

○意見交換会の満足度、理解度



○食品産業センターウェブサイトでの講座の情報提供

一般社団法人

食品産業センター

セミナーイベント情報

食品安全委員会「みんなのための食品安全勉強会(カフェインの勉強会)」開催

内閣府食品安全委員会が主催する「みんなのための食品安全勉強会(カフェインの勉強会)」が2017年11月13日(月)札幌、2017年12月7日(木)東京で開催されます。詳細は下記URLをご参照下さい。

「みんなのための食品安全勉強会(カフェインの勉強会)」開催のお知らせ  
[http://www.fssc.go.jp/koukan/annai/minna20171005\\_data/20171117.pdf](http://www.fssc.go.jp/koukan/annai/minna20171005_data/20171117.pdf)  
 (食品安全委員会のサイトへリンクします)

○学術関係者との一層の連携強化を図るため、平成29年度より、

- ① ブース展示をする学会においては、食品安全委員会の委員の講演やポスター発表をセットで実施するとともに、
- ② 学会の参加者が食品安全委員会のブース展示に興味を持てるよう、一律の展示内容ではなく、学会ごとの専門性に併せた展示を試みているところ

○平成30年1月に開催予定の日本毒性病理学会とは、学会とは初となる共催での市民公開講座を実施予定

○今年度のブース展示実績を踏まえ、展示内容を改善するとともに、ブース展示以外の連携がないか検討する必要

○平成28年度 学会へのブース展示等状況

学会名	委員の講演・ポスター発表
PRION 2016 TOKYO	なし
ifia JAPAN 2016	なし
日本調理科学会	なし
日本栄養改善学会	なし
日本環境変異原学会	なし
日本毒性病理学会	吉田委員 (シンポジウム)

○平成29年度 学会へのブース展示等状況

学会名	委員の講演・ポスター発表	その他
日本毒性学会 (7月10～12日)	佐藤委員長 講演「食品安全とリスク評価」	
日本先天異常学会 (8月26～28日)	吉田委員 講演「食品中化学物質の毒性評価において毒性学的専門性を総合的に考察する重要性と生殖毒性学への期待」	
日本食品微生物学会 (10月5、6日)	山本委員 講演「食品安全委員会の現状と今後」	
日本毒性病理学会 (1月25、26日)	吉田委員 ポスター発表予定	共催で市民公開講座を実施予定

- 平成29年度 学会へのブース展示の風景



日本毒性学会



日本食品微生物学会

○学会との共催市民公開講座

**食を考える!**  
2018年 1月26日(金)  
18:15～19:45 (開場17:45)  
会場 浜縄県立図書館・養正館 講堂  
(徳島県松山市大田町1番1号)

**市民公開講座**

プログラム  
司会 吉見 直己 (徳島大学大学院システム科学研究科 准教授)  
特別の講師 中江 大 先生 (日本食品衛生学会 理事長)  
講演1 「食物アレルギーについて」 木戸 博 先生 (徳島大学健康科学部 准教授)  
講演2 「カフェインについて」 吉田 壽 先生 (内閣府食品安全委員会 委員)  
質疑応答、質疑の応答

入場 無料  
定員200名  
申し込み先: 徳島県立図書館 学芸課 (〒770-8501 徳島県松山市大田町1番1号)  
TEL: 089-855-1123 FAX: 089-855-5468

(参考) デルファイ法を活用した試行的調査の実施状況

- 食品安全分野におけるリスクコミュニケーションを行う事項として、優先順位の高い事項を明らかにするため、欧州食品安全機関 (EFSA) でも研究されているデルファイ法を活用した試行的調査を実施
- 調査の結果、優先順位が高いと考えられたものは、「リスクアナリシスの基本・概念」、「食中毒」、「いわゆる健康食品」等
- 今後引き続き、場面・対象者に応じて、これらの項目を適切に組み合わせ、参加者がリスクコミュニケーションのテーマや内容について科学的知見に基づいてリスクを考え、伝えていくことができるようにする

調査結果 (上位5事項と理由抜粋)

専門委員 (26名)	
1位 リスクという概念	社会全体にリスクの概念が浸透していない リスク=0を求め人が多い
1位 いわゆる健康食品	科学的なデータを一般向けに説明する機会が少ない
3位 安全のコストと適切なリスク管理	適切なリスク管理により効率的な安全の確保が可能となることを説明する必要がある
4位 安全と安心の違い	両者を区別できずに混乱している印象があるため、正しい解説が必要
5位 自然毒(動物・植物性)による食中毒	毎年食中毒事例が発生しているが、消費者に十分な情報が行き渡っていない

食品安全モニター (25名)	
1位 安全と安心	両者を混同している人が多く、食品に対して過剰かつ理不尽な要求が行われている
2位 腸管出血性大腸菌による食中毒	怖さが知られていない 周知が行き届いていない
3位 ノロウイルスによる食中毒	食品製造過程ごとの対策立案が必要 食品製造従事者への教育がなされていない
4位 いわゆる健康食品	健康被害がなくならないのは、消費者の健康食品を見抜く知識が不足しているため
5位 食品の表示	アレルギーの表示に統一性がない 機能性表示が正しく理解されていない

自治体 (食品安全部局担当) (29名)	
1位 肉の生食によるリスク	必要な知識が行き渡っておらず、誤認している消費者も少なくない
2位 カンピロバクターによる食中毒	行政と消費者の考えが大きく離れていると感じる
3位 食中毒の予防と対策	十分な対策・情報提供がなされていない 対策の重要性を周知する必要がある
4位 食の安全と安心の考え方	リスク評価の仕組みやどのように基準が設定されているのか、正しく情報提供すべき
4位 ノロウイルスによる食中毒	消費者・事業者に情報が行き渡っていない 決め手となる食中毒防止対策がない

有効回答率

ラウンド1	96.2%	96%
ラウンド2	100%	88%
ラウンド3	88.4%	96%

89.7%
79%
93.1%

平成29年度食品安全委員会緊急時対応訓練の骨子

食品安全に係る緊急時対応を、関係府省と協力しつつ迅速かつ確実にに行えるよう、以下の訓練を実施する。

重点課題		関係府省と連携した迅速かつ確実な初動対応を実施するための組織能力の強化	
形式	実務研修 (研修・講習会等)	確認訓練 (シナリオ非提示の実動訓練)	
		緊急時における対応手順を理解し、迅速な対応につなげる。	緊急時における国民への情報提供を、メディアの協力を得ながら分かりやすく正確に、かつ迅速に行うための知識や技能を養う。
訓練名称	情報発信研修	メディア対応研修	
	新任者を中心とした事務局職員	基礎講義	実践研修
対象者	新任者を中心とした事務局職員	委員及び事務局職員	事務局職員
	・「緊急時対応手順のポイント」の内容に係る講義を行う（「新規着任者研修」の一講座に位置づける）。	・メディア関係者等から、緊急時における資料作成のポイントに係る講義を受ける。	・メディア関係者向けの資料（ハザードの概要等）を各自で作成する研修を行う。 ・メディア関係者、消費者団体等から講評・助言を受ける。
実施内容			委員及び関係事務局職員
実施時期	4月（異動の状況を踏まえ、適宜実施）	10月頃	11月頃
	0.5時間	1.5時間	2時間+1.5時間
所要時間			
		1時間/回	1日（業務時間内）

## 平成29年度における企画等専門調査会調査審議スケジュール

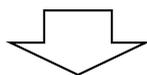
月	調査審議事項
6月	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 平成28年度食品安全委員会運営状況報告書について</li><li>○ 平成29年度食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価の案件選定の進め方について</li><li>○ 平成29年度食品安全委員会緊急時対応訓練骨子について</li></ul>
11月	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 平成29年度食品安全委員会運営計画の実施状況の中間報告について</li><li>○ 平成29年度食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価の案件候補の選定について</li></ul>
平成30年1月	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 平成30年度食品安全委員会運営計画について</li><li>○ 平成29年度食品安全委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件候補の選定について</li><li>○ 平成29年度食品安全委員会緊急時対応訓練実施結果、平成30年度食品安全委員会緊急時対応訓練計画等について</li></ul>

## 平成29年度における「自ら評価」案件の選定スケジュール

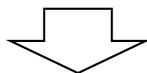
月	事 項
平成29年6月	○ 企画等専門調査会における審議 ・「自ら評価」案件選定の進め方について
7月	○ ホームページ等による一般からの意見募集の実施 ○ 専門調査会等からの意見、ホームページ等により募集した一般からの意見、要望書等の整理
8月～10月	○ 事務局による「自ら評価」の案件候補の整理
11月	○ 企画等専門調査会における審議（第1回絞込み） ・前年度までの「自ら評価」のフォローアップ ・「自ら評価」の案件候補について議論
平成30年1月	○ 企画等専門調査会における審議（第2回絞込み） ・「自ら評価」の案件候補の決定
2月	○ 食品安全委員会における審議 ・「自ら評価」の案件候補について議論 ・その他の案件の取扱い（情報提供など）を決定 ○ 意見・情報の募集
3月	○ 食品安全委員会における審議 ・意見・情報の募集の結果を踏まえ、「自ら評価」案件を決定

## 平成30年度新規研究課題決定までのスケジュール

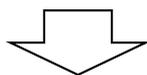
平成30年度に優先的に実施すべき研究課題の決定  
(平成29年9月)



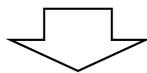
研究課題の募集  
(平成29年10月)



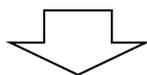
書面審査  
(平成29年11月～12月)



ヒアリング審査  
(平成30年1月)



研究課題候補の選定及び調査対象課題との調整  
(平成30年1月～2月)

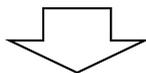


新規研究課題の食品安全委員会決定  
(平成30年3月)

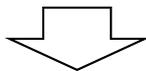
## 平成29年度の研究事業評価実施スケジュール

〔平成28年度に終了した課題の事後評価〕

事後評価の実施（平成29年7月）



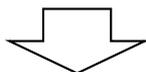
食品安全委員会への報告（平成29年9月）



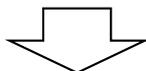
研究成果発表会（平成29年10月）

〔平成29年度に実施する課題の中間評価〕

研究成果報告書（中間報告書）の提出期限  
（平成29年11月）



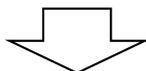
中間評価の実施（平成30年1月）



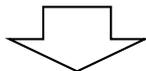
食品安全委員会決定（平成30年3月）

## 平成30年度に実施する調査課題の選定

平成30年度に優先的に実施すべき調査課題の決定  
(平成29年9月)



実施課題案の選定及び研究課題との調整  
(平成30年1月～2月)



食品安全委員会決定  
(平成30年3月)